

(目的)

本規約は、JAあいち知多「ワクワクポイントカード」会員(以下「会員」という。)とあいち知多農業協同組合(以下「当組合」という。)との間で、当組合が会員利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、JAあいち知多「ワクワクポイントカード」(以下、「ポイントカード」という。)に関する取り扱いを定めるものです。

第1条 会員**(会員定義)**

会員とは、本規約を承認の上、当組合に対しポイントカードの入会申込書を提出した方のうち、所定の手続きが完了した方をいいます。

なお、当組合のすべての組合員の方は、入会の申し込み手続きを経ずに自動的に会員となります。

第2条 ポイントカード(以下、「カード」という)の発行と取り扱い**(1) (カードの発行・貸与)**

カードは、第1条の会員に対し、会員証として、本人に1枚限り発行し、貸与します。

なお、カードの所有権は当組合に属します。

(2) (カードの使用等の制限)

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

ただし、グリーンセンター・グリーンプラザ、総合営農センター、本・支店での使用に限り、会員と同居する家族のカード使用を認めます。

(3) (発行手数料・年会費)

入会時のカード発行手数料および年会費は無料です。ただし、当組合員以外で入会を希望される方には、カードの発行手数料として1,000円(税別)の負担をいただきます。

第3条 ポイントの付与と残高確認**(1) (ポイント付与方法)**

ポイントの付与は店頭付与と後方付与があります。

店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントが付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントが付与するもので、会員が当組合の店舗等への来店時にカードにポイントを記録することで使用可能となります。

(2) (ポイント付与基準)

付与されるポイントの内容および取り扱いは、「ポイント付与一覧表」に基づき、その内容は当組合の店頭掲示、広報誌等により告知します。「ポイント付与一覧表」は当組合が任意に変更できるものとします。

また、当組合は、その他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。

(3) (カード不携帯時の店頭ポイントの扱い)

カード不携帯時は、原則、ポイントは付与しません。

(4) (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、店舗でのレシートに記載される他、ポイント記録端末、または各事業所の窓口にて照会いただけます。

第4条 ポイントの使い方等**(1) (ポイントの使用)**

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方法により使用することができます。ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合の店頭掲示、広報誌等により告知します。

(2) (カード提示)

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。

(3) (現金との引換)

いかなる場合もポイントは現金との引き換えはできません。

(4) (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品およびサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等にカードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。

(5) (ポイント残高がマイナスの場合の扱い)

第4項により、ポイント相当数が減算され、カードのポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて精算させていただくことがあります。

(6) (ポイント制度の一時停止)

コンピューター等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が使用できなくなる場合があります。

第5条 ポイントの譲渡等の制限

会員が保有するポイントは、原則、譲渡・貸与することはできません。

第6条 ポイントの失効

次のいずれかの場合、該当するポイントは失効するものとします。

①後方付与されたポイントが、付与後2年間を経過した日が属する年度末(3月31日)までに、カードへ記録されない場合の当該ポイント。

②会員資格の喪失、その他当組合が必要と判断した場合のすべてのポイント。

第7条 カードの紛失・盗難等**(1) (紛失時の届出、再発行料)**

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員は、ただちに当組合へ通知するとともに、喪失届を提出するものとします。当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しますが、この際、カードの再発行手数料として1,000円(税別)の負担をいただきます。また、カードの再発行により、以前に発行されたカードは無効となります。

(2) (再発行時の本人確認、ポイント移行)

カードの再発行に際しては、会員は、本人と確認できるものを持参することとします。再発行後、ポイントの移行を行うことができます。

(3) (不正な利用等)

次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上でカードを返却いただくものとします。

①不正な方法によりカードを取得し使用した場合。

②カードが改ざん、偽造または変造されたものである場合。

③その他、本カードが不正に利用された場合。

(4) (カードの機能停止)

カードが使用されなくなってから2年が経過すると、一旦カード使用ができなくなります。その際は、当組合の店舗および窓口で本人確認後、復活することができます。ただし、会員資格が喪失された場合、復活することはできません。

(5) (免責事項)

カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、また、カードを用いて事業利用をした場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 会員資格の喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したときは、基本的にポイント残高はすべて失効するものとします。

①会員の死亡。

②組合員以外の会員の方が、カードを使用されなくなってから2年が経過した日が属する年度末(3月31日)。なお、組合員については、組合員を脱退しない限り、カードの利用が無くても会員資格の喪失はありません。

③本規約に違反したとき。

④会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり、不正な行為があったとき。

⑤会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。

⑥会員が当組合の事業、施設の利用に当たり暴力団等反社会的勢力を伴い、または暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。

⑦会員が実在しないことが判明したとき。

第9条 届出事項の変更

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届け出るものとします。

なお、変更の届け出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第10条 個人情報の収集・保有・利用**(1) (会員の同意)**

会員は加入にあたり、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

(2) (情報範囲)

当組合は、以下の情報を保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号等、連絡先に関する情報。

②利用商品やサービスの種類、契約日、取引金額、期日等の利用・取引に関する情報。

(3) (利用目的)

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

①当組合が行うカードの運用や研究、開発。

②当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業、および付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発。

(4) (法令等に基づく情報提供)

当組合は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(5) (個人情報の委託)

当組合は、本規約に基づくカードの業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託します。

第11条 退会

会員は、当組合へ退会を申し出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。ただし、組合員は、申し出により退会できることとしますが、その場合であっても引き続き、後方付与ポイントは付与していくこととします。退会により、会員資格を喪失し、ポイント残高は消滅するものとします。ただし、退会手続時に申し出があった場合に限り、ポイント残高は同一世帯内の組合員に限り引き継ぐことができます。

第12条 規約の変更**(1) (規約の変更)**

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合の店頭掲示、広報誌等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

(2) (カード運用の中断・終了)

カードの運用は、当組合の都合により中断または終了することがあります。その場合は、当組合の店頭掲示、広報誌等により会員に告知します。

(3) (規約変更等による免責)

第1項または第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。